

ひだしん

リバースモーゲージローン

(住宅担保型老後資金ローン)

商品概要説明書

ご利用いただける方	次のすべての要件を満たす個人 ・ 高山市、飛騨市、大野郡白川村に在住の組合員であること ・ 借入時の年齢が満65歳以上であること ・ 当組合の口座にて年金受給されている方（当組合に変更できる方） ・ 土地付一戸建住宅に一人暮らしもしくは配偶者との二人暮らしで、他に同居人がいないこと。 ・ 社会福祉協議会から適合証明を受けられる方
ご融資資金の用途	自由（ただし、事業性資金にはご利用になれません）
ご融資形態	当座貸越契約（決められた極度金額内であれば繰り返し借入れが可能です） ご夫婦で同居の場合は、配偶者を連帯債務者とさせていただきます。
借入れ限度額	借入れ限度額は最高3,000万円までとなります。（10万円単位） ご自宅の担保評価額の50%以内となります。 ※ 評価額は当組合所定の方法による評価となります。 ※ 尚、契約期間中において、担保評価額の見直しにより当初限度額を変更させていただく場合があります。
ご融資利率 及び金利変動の方法	短期プライムレート（基準金利）+1.5%の変動金利です。 金利の変更は、毎偶数月15日の短期プライムレートを基準とし、短期プライムレートを変更後最初に到来する毎偶数月の15日より適用します。
お利息の計算方法	貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎偶数月の15日にご融資利率にて当組合所定の方法により計算のうえ、指定口座から自動引落させていただきます。
ご融資期間 (ご契約の終了の時期)	原則、お借入れ人（及び連帯債務者の方の両方）がお亡くなりになられるまで。 （同居の配偶者の方がいらっしゃる時は、連帯債務者として債務は配偶者に引き継がれます。） 転居などによりご自宅を売却される時のご返済させていただきます。
元金のご返済方法	原則として担保物件の売却代金により一括してご返済させていただきます。 （売却代金の残額は相続人にお渡しいたします。） 随時お手許資金によるご返済も可能です。 相続時、相続人によるご返済も可能です。
連帯保証人	相続人となる人の中から別世帯の方1名必要。
担保	①居住不動産に第1順位の根抵当権を設定していただきます（設定登記費用はお客様のご負担となります）。 ②担保となる物件は、原則として高山市・飛騨市・白川村内の一戸建て住宅とさせていただきます。 ※設定金額（根抵当権極度額）は借入極度額の120%とさせていただきます。（10万円単位）

担 保	<p>※設定金額（根抵当権極度額）はお取引期間中に変更が必要となる場合は変更登記をしていただきます。（変更登記費用はお客様のご負担となります）。</p> <p>※火災保険にご加入いただき質権を設定していただきます。</p>				
申込みに必要な書類	<p>①本人確認資料（運転免許証、健康保険証、写真付住民基本台帳カード等の公的証明書）</p> <p>②社会福祉協議会発行の適合証明書</p> <p>③住民票（世帯全員のもの）</p> <p>④借主と連帯保証人との関係が判る戸籍謄本など</p> <p>⑤固定資産評価証明</p> <p>⑥不動産登記簿謄本</p>				
融資実行に係る手数料	<table border="0"> <tr> <td>不動産担保事務手数料（新規担保設定1件につき）</td> <td style="text-align: right;">32,400円</td> </tr> <tr> <td>極度額変更手数料</td> <td style="text-align: right;">10,800円</td> </tr> </table>	不動産担保事務手数料（新規担保設定1件につき）	32,400円	極度額変更手数料	10,800円
不動産担保事務手数料（新規担保設定1件につき）	32,400円				
極度額変更手数料	10,800円				
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓 口：ひだしんお客様相談室】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く）</p> <p>受付時間：9：00～17：30</p> <p>電 話：0120-36-4501</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://www.hidashin.co.jp/</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、</p> <p>上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く）</p> <p>受付時間：9：00～17：00</p> <p>電 話：03-3567-2456</p> <p>住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）</p>				

平成30年1月23日現在

※ ローンの利用申込に際し、当組合の審査の結果によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※ ご返済額の試算は窓口にご相談ください。